

令和3年度第8回和田区地域協議会 次 第

日時：令和4年2月16日（水）午後6時30分から
会場：ラーバンセンター 第4研修室

1 開 会

2 議題等の確認

3 議題

(1) 令和4年度地域活動支援事業について

(2) 自主的審議事項「上越妙高駅周辺の整備、活性化について」

4 事務連絡

5 閉 会

〔上越市地域活動支援事業 令和4年度実施分 募集要項〕

～ 身近な地域から はじまる はじめる よりよいまちづくり ～

**私たちの和田区をもっとよくなる
「まちづくり活動」の提案を募集します!!**

- ★ 身近な地域における課題の解決を図り、それぞれの地域の活力を向上するため、市民の皆さんが自発的・主体的に行う地域活動について支援を行います。
- ★ 私たちの和田区をもっと住みよく、もっと元気にするために、この事業を活用し、まちづくり活動に取り組んでみませんか。
- ★ 令和4年度に実施する事業の提案を、以下のとおり募集します。

注) 当事業の実施は、令和4年市議会3月定例会での新年度予算成立を前提としたものであり、募集期間、内容等について変更になる場合があります。

■募集期間

令和4年4月1日(金)から

4月28日(木)まで【必着】

(郵送の場合は当日消印有効)

土日や閉庁後など業務時間外に受付を希望される方は、予めご相談ください。

■実施方法

～事業の内容～

- ・ 団体等が主体的に取り組む活動に対し、市が補助金を交付します。

～事業を提案できる方～

- ・ 5人以上で構成し、市内で活動する法人又は団体（政治や宗教活動を目的とする法人等及び営利法人を除く。）

■支援内容

事業の目的を達成するために直接必要な経費を補助します。

《ここがポイント! 1》

- ・ 事業に要する経費のうち、次に掲げる経費は補助の対象外となります。
 - ① 提案や実績報告などに要する事務的な経費（提出資料のコピー代や郵送代等）
 - ② 提案団体等の運営（人件費、事務所の家賃等）に要する経費
 - ③ 提案団体の人が飲食を行う経費（弁当代やイベント終了後に行う懇談会の食事代等。ただし、作業に参加した人へのお茶代・菓子代は対象とします。）
 - ④ 会議の時のお茶代・菓子代
 - ⑤ 金券（商品券、サービス券等）などの発行に係る経費（個人の私的な資産形成に当たるものと捉えられるため、対象外とします。）
 - ⑥ その他対象とすることが適当でないと市長が認めた経費
- ・ 令和5年3月31日までに事業を完了（経費の支払いを含む。）するとともに、南部まちづくりセンターに実績報告書を提出してください。

※地域活動支援事業は、補助金の使い道を市民の皆さんに考えていただき、活動することを通して、市民の皆さんが自治や地域づくりを考えていただく機会でもあります。

※なお、提案事業の審査は、令和3年度に和田区地域協議会が決定した2頁の(1)採択方針、3頁の(2)審査基準に基づき、市が行います。

(1) 採択方針

ここに示す事業に該当する事業は、一定の範囲で優先して補助採択を受けることができます。

和田区の採択方針

豊かな自然に囲まれた和田区は、北陸新幹線の開業により大きく変化しつつあります。ここで生活する新旧の住民が、連帯感を持ち明るく快適な生活を送るために、また、次代を担う子どもたちが、誇りと愛着を感じられるような魅力と活力ある地域を創造するために、和田区の地域活動資金を活用し、住民が自ら主体的に取り組む事業のうち、先駆的でチャレンジ精神に富んだ次に掲げる事業を優先して採択します。

《優先して採択する事業》

○新幹線開業に伴うまちづくり

新幹線開業に伴う意識高揚を図る事業／上越市の玄関口としての情報を発信する事業／空き家活用・居住促進対策事業／研究組織の立ち上げ事業 等

○環境(自然・生活)の保全・活用

持続可能な環境・社会を目指す事業／地域ぐるみ田園景観づくり事業／関川・矢代川の水辺環境整備事業 等

○住民自治・交流の促進

住民まちづくり組織の充実事業／新旧住民間の交流促進・連帯意識向上事業 等

○農・工・商業の活性化

農・工・商の後継者育成確保事業／農・工・商の地域的産業を振興活性化させる事業 等

○少子高齢化対策

少子化対策事業／高齢者世帯支援体制づくり事業 等

○安全・安心対策

子どもたちの安全・安心対策事業／防災体制・住民防災ネットワーク形成事業／通学路歩道整備事業 等

○教育・文化・スポーツの振興

伝統行事・文化交流促進事業／地理的・歴史的背景から独自の物語を創作する事業／芸術文化育成事業 等

※上記以外の事業については、制度の趣旨や全体のバランスなどを考慮し採択します。

《ここがポイント！2》

「身近な地域での課題の解決や活力の向上」のために行う事業であれば、種類や分野は問わず対象となります。

※ ただし、次のような事業は対象とはなりません。

- ・ 物品の購入や施設等の整備・修繕のみを目的とした、活動を伴わない事業
- ・ 政治活動・宗教活動を目的とする事業
- ・ 公序良俗に反する事業
- ・ 国、県、市の他の補助制度と重複して助成を受けようとする事業
- ・ 市に大規模な施設の設置や開発を求めると行う事業（事業計画の策定や推進のための会議等）
- ・ 行政サービスの提供や公共施設の整備等を市に求める事業

(2) 審査基準

提案事業は、市の審査会が提案者からの事業説明を受け、下記の（ア）、（イ）、（ウ）の審査を行い、補助事業としての採否を判断します。

（ア）基本審査：提案事業が「地域活動支援事業の目的と合致しているか」を審査します。

その結果、「適合しない」と判断された場合は、不採択となります。

（イ）優先採択審査：提案事業が「和田区の採択方針」の「優先して採択する事業」に該当するかを審査します。その結果、「該当しない」と判断された場合は、「その他の事業」となり、優先採択事業より審査の順位が下位になります。

（ウ）審査項目に基づく審査：下表の審査項目等に基づき、提案事業を採点（配点は各項目1～5点）します。その結果、得点が満点の半数に満たない場合は、不採択となります。

審査項目	配点	審査の視点
① 公益性	5点	<ul style="list-style-type: none"> 提案事業の成果が広く地域に還元されるものか。 補助金を充てて購入した物品や修繕した施設等が、長く地域で活用される見込みがあるか。 全市的な方向性と合致しているか。 提案者以外の市民や団体等に不利益を与えるものではないか。
② 必要性	5点	<ul style="list-style-type: none"> 地域の課題解決や活力向上に効果が見込まれる取組であるか。 地域の実情や住民要望に対応したものか。 緊急性の高い提案事業であるか。 ほかの方法で代替できないものであるか。 補助金を充てる経費が、提案事業を実施する上で不可欠なものであり、その規模も必要な限度となっているか。
③ 実現性	5点	<ul style="list-style-type: none"> 目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか。 関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか。 資金調達の規模や時期に無理はないか。
④ 参加性	5点	<ul style="list-style-type: none"> 提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか。
⑤ 発展性	5点	<ul style="list-style-type: none"> 新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。 事業の終了後における自立性や発展性は期待できるか。 提案団体に、信頼性や将来性はあるか。

《ここがポイント！3》

- 提案事業の審査にあたっては、提案者からの事業説明を踏まえて審査を行います。
- 提案者からの事業説明は、事業内容やそのねらいなどについて、短時間で説明していただく機会を別途設けますのでご協力ください。
- 補助事業としての採否は、（ア）～（ウ）の審査を踏まえ、順位を付け、総合的に市が判断します。

■応募方法

所定の事業提案書に必要事項を記入し、説明資料（団体の規約、見積書、図面など）と合わせ、南部まちづくりセンターに郵送（当日消印有効）または持参等で提出してください。

《ここがポイント！4》

- 提案する場合は、「地域活動支援事業に関するQ&A」を必ずお読みいただき、詳細についてご確認ください。
- 補助金の交付決定前であっても、事業提案書の提出日以降に着手する事業であれば対象とします。ただし、審査の結果、事業が不採択となる場合や補助金希望額どおりとならない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 市有地・市の施設を利用する事業を提案するときは、南部まちづくりセンターへ事前にご相談ください。
- 自己所有以外の土地等を利用する事業を提案するときは、土地所有者等と事前の相談を行ってください。（採択後は、所有者の承諾書等を提出していただく必要があります。）
- 応募に必要な様式及びQ&Aは、南部まちづくりセンターの窓口と和田地区公民館に備えてあります。また、市のホームページから様式の電子データをダウンロードすることができます。

■令和4年度の補助金額

- ★ 事業ごとの補助金額は、地域自治区に配分された予算の範囲内で地域自治区ごとに定めます。なお、和田区における補助額の下限は5万円、上限は和田区の予算の範囲内です。

《和田区の予算 ○○○万円》

- ※なお、審査の結果、採択された事業の補助金額の合計が和田区の予算を下回っても、追加募集は行わない予定です。

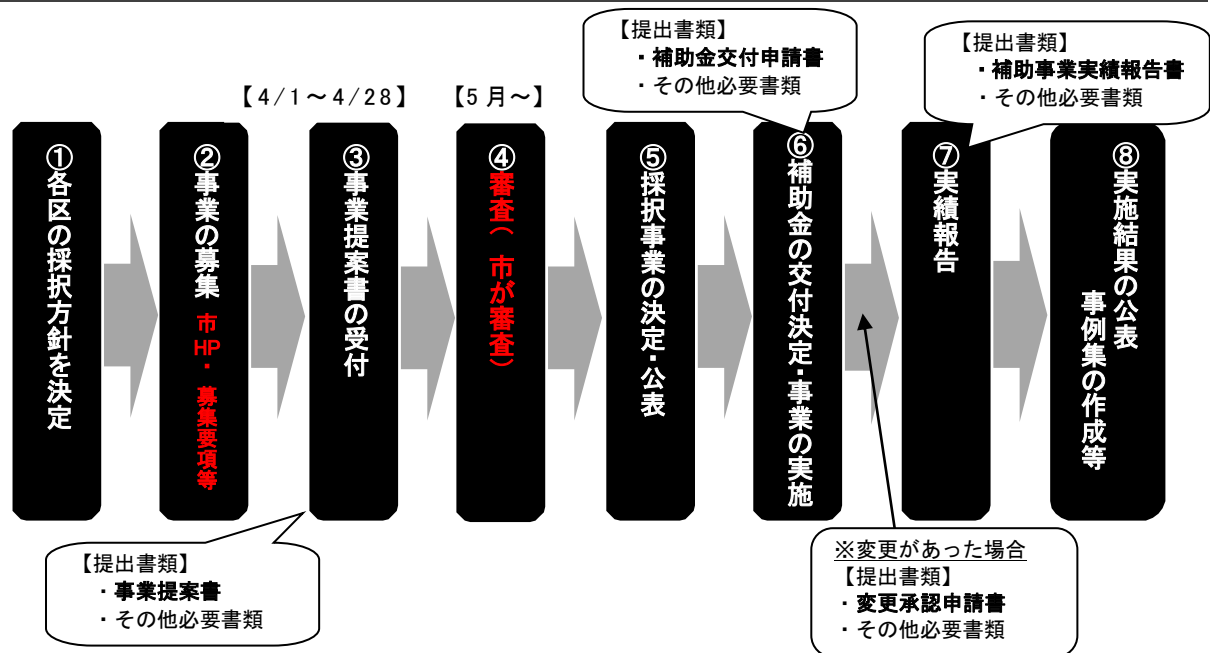
《ここがポイント！5》

- ・補助金の額は1,000円単位（1,000円未満の端数は切り捨て）とします。また、提案された事業の審査の結果、不採択となり補助金の交付が行われない場合や、補助金希望額どおりとならない場合があります。

■事業の紹介・公表

- ★ 提案事業や採択事業は、市民の皆さんにその内容を広くお知らせするため、報道機関に情報提供を行うほか、市のホームページなどで紹介します。
- ★ また、事業の実施結果について、事例集や地域協議会だよりでの公表を予定していますので、提案される場合は、あらかじめご了承ください。

■フロー図（地域活動支援事業の流れ）



ご提案をお考えの方は、
南部まちづくりセンターにご相談ください！！

和田区の担当事務所	
南部まちづくりセンター	
〒943-0892 寺町2丁目20-1(福祉交流プラザ内)	
TEL 025-522-8831	
—事業全体の問合せ先—	
	上越市 自治・市民環境部 自治・地域振興課
TEL 025-526-5111	



令和4年度 和田区地域活動支援事業 審査・採択の基本的なルールについて（案）

1. 審査の基本的なルール

(1) 提案事業の審査・採点者

- ①審査・採点者は、市職員とする。
- ②審査・採点者は、全ての提案事業について審査・採点を行う。

(2) 地域協議会への提案事業の報告

- ①事務局は、事業募集終了後「提案概要一覧」を作成し、和田区地域協議会に報告する。

(3) 市による審査・採点の流れ

- ①審査にあたり、市職員数人による審査会を組織する。
- ②審査前に提案者から事業説明を聞く機会を設ける。
- ③事業説明終了後、事業ごとに審査・採点を行う。
- ④審査・採点は、事業ごとに「審査・採点シート」を使用する。
- ⑤「審査・採点シート」は無記名とする。
- ⑥基本審査は、「適合する・適合しない」を審査し、「適合しない」とした場合は、その理由を記載する。「適合しない」とした場合は、次の優先採択審査と共通審査は行わない。
- ⑦優先採択審査は、「該当する・該当しない」を審査する。
- ⑧共通審査は、審査項目ごとに1点から5点の間で採点する。
- ⑨記入後は「審査・採点シート」を事務局に提出する。
- ⑩審査・採点結果は、事務局に提出した時点で確定し、事後に疑義等が生じても修正は認めない。

(4) 提案事業の得点等の算出

- ①提案事業ごとに審査・採点者の共通審査の得点を集計する。
- ②合計点を提案事業の得点とする。

(5) 提案事業の順位の確定

- ①優先採択審査で審査・採点者の過半数が「該当しない」と判断した事業は、「その他の事業」とする。
- ②優先採択事業とその他の事業に区分し、それぞれ上記(4)で算出した得点の高い事業順に並べる。
- ③提案事業の順位は、得点に関わらず、優先採択事業をその他の事業よりも上位とする。
- ④事務局は、提案事業の順位確定後、「提案事業順位表」を作成する。
- ⑤この結果をもって、提案事業の順位を確定し、以後順位の変更は行わない。

【参考】提案事業の順位の確定イメージ

順位	提案事業（分野）	基本審査	優先採択	得点
1	事業A（福祉）	○	○	100
2	事業B（イベント）	○	○	90
3	事業D（文化）	○	○	70
4	事業E（観光振興）	○	○	60
5	事業F（イベント）	○	○	50
6	事業C（イベント）	○	○	30
7	事業H（施設整備）	○	×	50
—	事業G（イベント）	×	—	出さない

2. 採択の基本的なルール

(1) 採択事業と補助金額の検討

- ①基本審査で審査・採点者の過半数が「適合しない」と判断した事業は、不採択とする。
- ②共通審査の得点が満点の半数に満たない事業は、不採択とする。
- ③採択事業と補助金額は、提案事業の順位が確定した後、上記不採択事業を除く提案事業の補助金希望額の合計が、和田区の予算を上回る場合は、和田区の予算に収まるように審査会の協議により調整する。
- ④上記不採択事業を除く提案事業の補助金希望額の合計が、予算を下回る場合は、補助金希望額に対して満額補助を基本とするが、審査会の協議により減額することができる。
- ⑤採択の当落線上に複数の提案事業が同順位（同点）で並んでいる場合は、当該事業間で優劣をつけることができる。
- ⑥補助金額の上限は和田区の予算の範囲内とし、下限は5万円とする。

(2) 採択事業と補助金額の決定

- ①事務局は、採択事業と補助金額を和田区地域協議会に報告する。
- ②和田区地域協議会は審査結果に対し、意見を述べるることができる。
- ③事務局は、和田区地域協議会の意見を整理し、審査会に提出する。
- ④審査会は、和田区地域協議会の意見をもとに協議し、採択事業と補助金額を選定する。
- ⑤審査会の選定結果を踏まえ、自治・地域振興課長が採択事業と補助金額を内定する。
- ⑥事務局は、採択事業と補助金額の決定後、速やかに結果を公表する。